



# 出生届後の手続案内

大 村 市





## ■ 出生届に関連する市役所で必要な主な手続のご案内

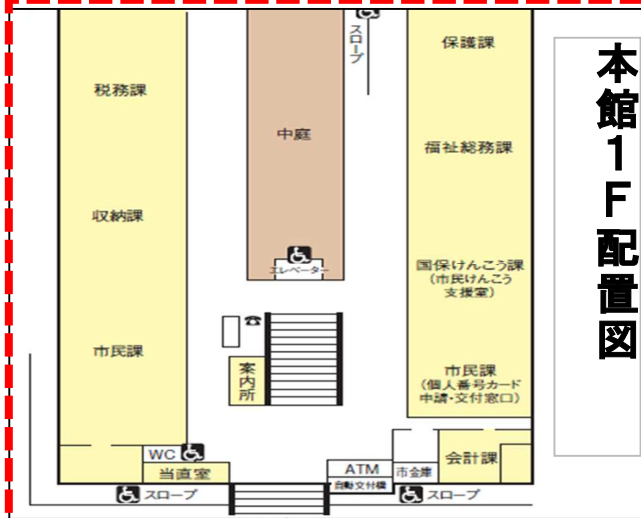
必要な手続をご自身で確認してください。

※出生届後の戸籍・住民票の交付時期の目途は最後のページで確認ください

番号	関連	手 続 内 容	対 象	説 明	期限
1	住所 戸籍	お子さまのマイナンバー 	—	出生届に基づきマイナンバーが付番されます。勤務先等に提出が必要な場合、マイナンバー入りの住民票を取得するか、マイナンバーカードを申請してください。（後日送付される個人番号通知書は証明書類ではありません）	
2	住所 戸籍	お子さまの住民票コード	—	出生届に基づき住民票コードが付番されます（※手続は不要）。 ※通知が送付されます。	
3	子ども	母子健康手帳への出生証明 	—	出生届を受理した自治体がお子様のお出生証明欄に証明を行います。休日・夜間など窓口が休みの場合や、出生届時に母子健康手帳が提出できなかった方は、後日窓口へご提出ください。	
4	保険	お子さまが国民健康保険に加入する方 	世帯主 又は世帯員	住民登録地以外で出生届を提出された方は国民健康保険に未加入になる場合がありますので、市民課窓口で手続をお願いします。	
5	保険	出産育児一時金の申請①	国保加入者で 出産した方	①出産した医療機関で「直接支払制度」を利用したが、出産費用が50万円に満たなかった方は、申請によりその差額（50万円-出産費用）が支払われます。 ※令和5年3月31日までの出産は42万となります。	すみやかに
6	保険	出産育児一時金の申請②	国保加入者で 出産した方	②「直接支払制度」を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方は、申請により50万円が支払われます。 ※令和5年3月31日までの出産は42万となります。	すみやかに
7	保険	国保税の産前産後軽減の届出	国保加入者で 出産した方	出産された月の前月から4か月分（多胎妊娠の場合は、出産された月の3か月前から6か月分）の国保税が軽減されます。	すみやかに
8	年金	国民年金保険料の産前産後期間免除の届出 	国民年金第1号 被保険者で出産した方	出産された月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産された月の3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除され、納付したもとして取扱われます。	すみやかに
9	子ども	児童手当の申請 	受給者	※手続期限がありますので、必要なものがそろっていても、早急に窓口へお越しください。 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください。	出生の翌日から起算して15日以内
10	子ども	子ども医療費受給資格の申請 	受給者	※必要なものがそろってから窓口へお越しください。	お子さまの保険証ができてからすみやかに
11	子ども	保育園に新たに入園を希望する方	父母	保育園の入園相談	
12	子ども	保育園を利用中の方	母	保育を必要とする理由を「妊娠・出産」に切り替えていない方は手続が必要です。	すみやかに
13	子ども	未熟児で出産された方	父母	療育医療給付の相談・申請	すみやかに
14	子ども	出生連絡票	父母	出生連絡票の提出により、保健師等による相談や訪問などのサービスを開始します。	出生後2か月頃までに
15	福祉	生活保護の変更申請	被保護者	出生により、生活状況に変更が生じる方。	すみやかに
16	その他	市営住宅に入居している方	世帯主 又は世帯員	市営住宅の同居手続	すみやかに

確認欄	手続に必要な物	手続窓口と窓口サイン	
		市民課	本庁1Fの下記の窓口 
		市民課	本庁1Fの下記の窓口 
該 当 <input type="checkbox"/>	母子健康手帳	市民課	本庁1Fの下記の窓口 
該 当 <input type="checkbox"/>		市民課	本庁1Fの下記の窓口 
該 当 <input type="checkbox"/>	・世帯主の口座番号がわかるもの・病院でもらった次の2点 <◎出産費用の領収書・明細書◎直接支払制度合意文書> ・保険証 ・世帯主の印鑑 ・母子健康手帳	国保 けんこう課	本庁1Fの下記の窓口 
該 当 <input type="checkbox"/>	・世帯主の口座番号がわかるもの ・出産費用の領収書(明細書) ・保険証 ・世帯主の印鑑 ・母子健康手帳	国保 けんこう課	本庁1Fの下記の窓口 
該 当 <input type="checkbox"/>	・母子健康手帳 ・本人確認書類	税務課	本庁1Fの下記の窓口 
該 当 <input type="checkbox"/>	個人番号確認書類または基礎年金番号確認書類、本人確認書類 (運転免許証、個人番号カードなど) ※被保険者と子が別世帯の場合や代理人が手続する場合は、国民年金窓口にお尋ねください。	市民課	本庁1Fの下記の窓口 
該 当 <input type="checkbox"/>	・請求者の健康保険証のコピー ・請求者の銀行などの通帳のコピー ・個人番号確認書類(申請者および配偶者のもの) ・本人確認書類 ・住民票が児童と同一でない場合は「別居監護申立書」と児童の個人番号確認書類	福祉総務課 または こどもセンター	 こどもセンター 福祉簡易窓口障がい福祉課 長寿介護課 (一部受付) ⇒出先機関(裏面に地図掲載)
該 当 <input type="checkbox"/>	・健康保険証(子) ・普通預金の通帳またはキャッシュカード(子本人または保護者名義のもの)	福祉総務課 または こどもセンター	 福祉医療 ⇒出先機関(裏面に地図掲載)
該 当 <input type="checkbox"/>	※ご相談ください。	こども センター	⇒出先機関(裏面に地図掲載)
該 当 <input type="checkbox"/>	母子健康手帳	こども センター	⇒出先機関(裏面に地図掲載)
該 当 <input type="checkbox"/>	※ご相談ください。	こども センター	⇒出先機関(裏面に地図掲載)
該 当 <input type="checkbox"/>	出生連絡票(母子健康手帳(別冊)に綴じ込まれています。) ※こども家庭課(こどもセンター内)に内容を電話で伝えることも可能です。	国保けんこう課 または こどもセンター	(健康づくりグループ) ⇒出先機関(裏面に地図掲載)
該 当 <input type="checkbox"/>	保護課へお尋ねください。	保護課	本庁1Fの下記の窓口 
該 当 <input type="checkbox"/>	次のいずれか1点 ◎子及び世帯主の住民票 ◎戸籍謄本 ◎母子健康手帳	指定 管理者	市営住宅管理事務所(シンコー) 電話 20-7000

# << 手続場所のご案内 >>



## 大村市役所

本庁

住所 大村市玖島1丁目25番地

☎ 0957-53-4111(代表)

本館 1階 市民課	内線100
福祉総務課	内線151,155,156
国保けんこう課	内線110
保護課	内線160
地域げんき課	内線185

<窓口開庁時間>

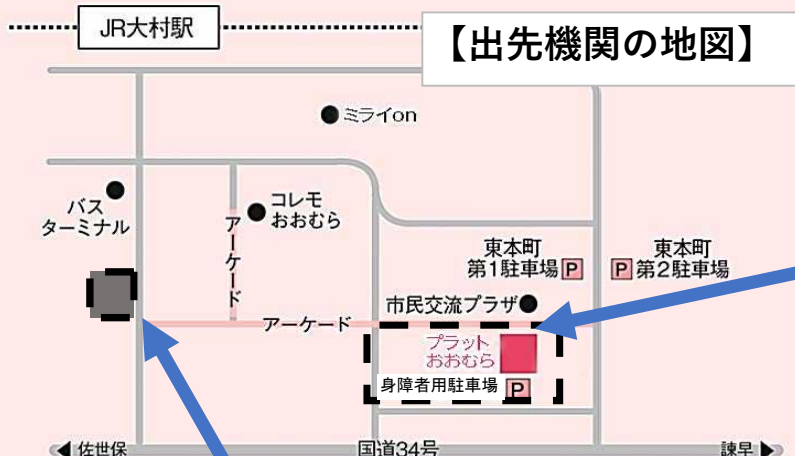
◎平日 8時30分～17時15分

◎土曜(祝日を除く)

※午前8時30分～正午

※市民課(国保・年金手続を除く)・税務課・収納課のみ

## 【出先機関の地図】



## プラットおおむら(旧浜屋ビル)

住所 : 大村市本町458番地2

<窓口開庁時間>

8時30分 ~ 17時15分  
(月曜日 ~ 金曜日)

◎長寿介護課

☎0957-20-7301

FAX.0957-53-1978

◎障がい福祉課

☎0957-20-7306

FAX.0957-47-5419

大村市子どもセンター 大村市本町413番地2 ☎54-9100  
FAX.54-9174(窓口開庁時間) 8時30分 ~ 17時15分(月~金)

# << 戸籍証明書と住民票の交付について >>

## ★ 戸籍証明書がとれる「場所」と証明書発行までの「目安」

● 本籍はどこですか？

1) → 本籍が大村市で

大村市へ出生届出をおこなった場合

(回答)

届出受付後、戸籍事項の入力、点検などの処理時間が必要となり、翌々営業日の午後3時以降、大村市にて戸籍証明書が発行できます。土曜日・日曜日や夜間での届出は翌営業日からの処理開始となります。  
例:火曜日届出 → 木曜日の午後3時以降  
例:土曜日届出 → 水曜日の午後3時以降

2) → 本籍が大村市以外で

大村市へ出生届出をおこなった場合

(回答)

翌営業日に大村市で処理し、翌々営業日に本籍地の役場へ大村市が届書を送達します。届出が到着してから数日後に戸籍証明書が本籍地の役場で発行可能となります。(目安として1週間から2週間のお時間がかかります。)  
※詳しい発行見込日は本籍がある役場へお問い合わせください。

## ★ 住民票がとれる「場所」と証明書発行までの「目安」

● 住所(住民登録地)はどこですか？

住所が大村市で

→ 大村市へ出生届出をおこなった場合

(回答)

上記1)の回答と同じとなります。

住所が大村市以外で

→ 大村市へ出生届出をおこなった場合

(回答)

住民登録地の役場へお問い合わせください。

※目安として1週間程度です。